平成２１年（フ）第２７０号
釧路市治水町４番12号
債務者　北村　敏子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２７１号
釧路市鳥取大通３丁目15番６号
債務者　大柳　正已
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２７６号
釧路市愛国東２丁目23番４号
債務者　小川　弘子（旧姓上山）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２７７号
釧路市暁町９番20号　森マンション１号
債務者　中村　幸江
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２７８号
釧路市川北町４番331号
債務者　武藤　麻紀
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２８１号
釧路市音別町本町３丁目75番地
債務者　大前　定教
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２１０１号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目49番24号新つかさハイツＢ－１
債務者　佐々木さつよ（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７４号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目67番地の３　サミーハイツ201号
債務者　山崎　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１７８号
横浜市青葉区青葉台１丁目11番地１　ドルフ青葉台２号棟605号
債務者　胤森　一茂
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２２５号
横浜市神奈川区羽沢町1200番地142
債務者　柏倉　雄治
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２６９号
横浜市泉区白百合３丁目１番32号
債務者　齋藤　欣也
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２７３号
神奈川県大和市中央４丁目６番９号　ジュネスヒロ３―203
債務者　大久保智治
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２７９号
横浜市緑区中山町788番地４　パールマノワール103号
債務者　菅原　佳子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３７号
横浜市磯子区森２丁目10番４号　第２宮下アパート206号
債務者　伊藤　知徳
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４０３号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目３番３―401号
債務者　木賀　広宣
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４４６号
神奈川県藤沢市亀井野757番地の１　フリージア湘南206
債務者　吉谷　奈加
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部